

国民健康保険税が計算される人は

田子町内に住所のある人で、社会保険など他の医療保険に加入していない人は、原則として国民健康保険加入者（被保険者）になります。

国民健康保険税（以下、保険税といいます）は、基本的に世帯主（世帯主の人が、他の社会保険等に加入している場合は「擬制世帯主」）が、納税義務者になり、その世帯の被保険者一人ひとりの保険税を計算して、その合計額を納税していただくことになります。

保険税は、国民健康保険の被保険者として資格を取得した日（社会保険の離脱や転入の日※）の属する月から月割りで計算しています。資格喪失の場合（社会保険の加入や転出）も同様の考え方になります。

※国民健康保険の加入や喪失の届け出をした日ではありませんので、ご注意ください。

上記の届け出をした場合、届け出した月の末日に当該月分の異動を集計し、翌月の上旬に、更正通知書及び口座振替の方以外は、納付書が発送になります。

届け出をした月の末日、若しくは翌月の1、2日が納期限の場合は、一旦届け出前の税額で納めて頂くことになります。

遡って届出すると、当該年度分以前の課税額（過年度課税）について、一括で納付して頂くことになりますので、保険証が切り替わった際には速やかに届出をして頂きますようよろしくお願いします。

国保税の税率は

国民健康保険に加入している被保険者ごとに、医療保険分及び後期高齢者支援分※と介護保険分（被保険者のうちで40歳から64歳までの人に加算します）を、下記の税率によりそれぞれ計算し、その合計額を世帯主に課税しています。

※後期高齢者支援分とは、平成20年4月1日から、今までの老人保健医療制度に変わる制度として創設された、後期高齢者医療制度にかかる保険税分になります。

これは制度改正により、後期高齢者医療の財源の4割を国民健康保険をはじめとする各医療保険からの支援金によりまかなうことになったためです。

医療保険分（基礎課税額）

（加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの方に課税されます）

区 分	賦 課 基 準	税 率 令和元年度
所 得 割	基準総所得金額による（※）	8.64%
均 等 割	被保険者1人につき（人数割り）	35,400円
平 等 割	1世帯につき（世帯割り）	25,200円
賦課限度額	課税額の上限	610,000円

※基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の所得金額から330,000円を控除した金額です。

後期高齢者支援分（基礎課税額）

（加入している被保険者のうち、0歳から74歳までの方に課税します）

区分	賦課基準	税率 令和元年度
所得割	基準総所得金額による（※）	2.44%
均等割	被保険者1人につき（人数割り）	10,200円
平等割	1世帯につき（世帯割り）	7,100円
賦課限度額	課税額の上限	190,000円

※基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の所得金額から330,000円を控除した金額です。

※補足

年度の途中で75歳になる方の後期高齢者支援分は、75歳到達日（誕生日の前日）が属する月の前月分までを、月割りで計算しています。

介護保険分（基礎課税額）

（加入している被保険者のうち、40歳から64歳までの方に課税します）

区分	賦課基準	税率 令和元年度
所得割	基準総所得金額による（※）	2.34%
均等割	被保険者1人につき（人数割り）	12,200円
平等割	1世帯につき（世帯割り）	5,800円
賦課限度額	課税額の上限	160,000円

※基準総所得金額とは、賦課期日の属する年の前年の所得金額から330,000円を控除した金額です。

※補足

年度途中で40歳になる方の介護保険分は、40歳到達日（誕生日の前日）が属する月より、月割りで計算します。

また、年度途中で65歳になる方の介護保険分は、65歳到達日（誕生日の前日）が属する月の前月分までを、月割りで計算します。

後期高齢者医療制度の創設に伴う保険税の経過措置について

後期高齢者医療制度の創設に伴い、後期高齢者医療制度に移った人がいたことによって国民健康保険世帯の保険税が、急激に増えることがないように一定の期間、軽減などの経過措置が設けられます。

※この適用を受けるための申請等の手続きは不要です。

1. 所得が低い世帯への軽減

国民健康保険から後期高齢者医療制度に移った人（特定同一世帯所属者※）の所得及び人数も含めて軽減判定を行い、国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行により、世帯の中で国民健康保険被保険者数が減った場合でも、世帯構成や世帯の所得が変わらなければ最高5年間、それまでと同様の軽減を適用します。

※特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度に適用になったことにより国民健康保険の資格を喪失した人で、その喪失日以降も継続して同一の世帯にいる人をいいます。

ただし、国民健康保険の資格を喪失した日から5年を経過すると、特定同一世帯所属者ではなくなります。

また、世帯主の異動があった場合には、同一の世帯としてみなされなくなりますので特定同一世帯所属者にもなりません。

2. 世帯に対して賦課される保険税の軽減

75歳以上の人や国民健康保険から後期高齢者医療制度に移ったことにより国民健康保険の加入者が単身となる世帯（特定世帯※）について、世帯に対して賦課する保険税（平等割）を最高5年間、半額とする軽減を適用します。

※特定世帯とは、特定同一世帯所属者と同じ世帯にいる被保険者で、他の被保険者がいない世帯をいいます。

3. 被用者保険の被扶養者であった人の保険税の減免

75歳以上の人、今後75歳になる人が、会社の健康保険などの被用者保険から後期高齢者医療制度に移ることにより、その人の被扶養者が国民健康保険に加入となる場合（旧被扶養者）は、新たに保険税を負担して頂くことになります。

そこで、国民健康保険の資格を取得した日の属する月以降2年間を経過する月までの間、その被扶養者であった人（国民健康保険の被保険者になった取得日の時点で65歳以上に限ります）の所得割を免除とし、また均等割について半額とします。

さらに、旧被扶養者だけの世帯は、平等割についても半額とします。

軽減措置について

田子町国民健康保険には、所得が低い世帯への税負担を軽減する目的で、保険税のうち均等割と平等割について、7割・5割・2割を軽減する措置があります。

これは、所得額が一定の基準（下表参照）以下の世帯への税負担を少なくする制度で、所得に応じて軽減をします。

※この軽減を受けるための手続きは不要です。

軽減判定の基準

軽減の割合	同一世帯内の被保険者、世帯主（擬制世帯主を含む）及び特定同一世帯所属者の合計所得金額が
7割軽減	330,000円以下
5割軽減	330,000円＋{被保険者数（世帯主を除く）＋特定同一世帯所属者数（世帯主を除く）×280,000円}以下
2割軽減	330,000円＋{被保険者数（世帯主を除く）＋特定同一世帯所属者数（世帯主を除く）×510,000円}以下

※世帯の中に所得が分からない人（未申告の人）がいると軽減の判定ができないため、軽減することができません。

所得が有る無しに関係なく、国民健康保険に加入している人、またその世帯の人は所得の申告を毎年、必ず済ませましょう。

減免について

災害や病気等、その他特別な事情があると認められる人、またはこれに準ずると認められる人は、申請※をすることにより減免が受けられる場合があります。

減免は、申請した時点で納期未到来分の保険税が対象になりますので、ご注意ください。減免の割合（減免税額）につきましては、前年中の所得との比較や資産の被害状況により異なりますので、詳しくは税務課税務グループまでお問い合わせ下さい。

※減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありません。

年金からの特別徴収について

平成20年10月から特別徴収の対象となる条件※を満たす世帯の世帯主の人は、原則として年金からの天引きによる納付方法となります。

※特別徴収の対象となる条件

1. 世帯主が、国民健康保険被保険者であること。
2. 世帯内の国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満であること。
3. 世帯主が受給している年金額が年額18万円以上であること。

ただし、保険税の額が介護保険料（65歳以上の第1号被保険者）の額と合計して年金受給額の2分の1を超える場合には、従来の納税通知書（納付書）または口座振替による納付方法になります。

この場合、介護保険料（65歳以上の第1号被保険者）の特別徴収は、そのまま継続になります。

また、今まで保険税の納付方法として口座振替をご利用になり、且つ、保険税の未納がない世帯につきましては、「申し出」をしていただくことによりまして、特別徴収でなく、口座振替を継続することが出来ます。

保険税が特別徴収になった場合の天引き額について

年金受給月		補 足
4月	仮徴収	前年中の所得等が確定していないため、前年度年間保険税額を基に仮算定した税額（前年度2月本徴収分と同額）を天引きします
6月		
8月		
10月	本徴収	確定した前年所得等に基づき、年間税額を計算し、仮徴収分を差し引いた税額を残りの年金受給月に振り分けて天引きします
12月		
2月		

令和元年度保険税（普通徴収）の納期限

納 期	納 期 限
第1期	令和元年7月31日 (7月末日)
第2期	令和元年9月2日 (8月末日)
第3期	令和元年9月30日 (9月末日)
第4期	令和元年10月31日 (10月末日)
第5期	令和元年12月2日 (11月末日)
第6期	令和元年12月25日
第7期	令和2年1月31日 (1月末日)

※納期限が土曜日、日曜日、休日の場合は、その日以降最初に訪れる平日が納期限になります。